

デイサービススイムみどり町
「指定地域密着型通所介護事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています
(介護保険事業所番号4770300749)

当事業所は利用者に対して指定地域密着型通所介護（以下「通所介護サービス」といいます。）を提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 事業実施地域及び営業時間
4. 職員の配置状況
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金
6. 利用の中止・変更・追加
7. 秘密保持について
8. 緊急時の対応
9. 非常災害対策
10. 事故発生時の対応
11. 苦情の受け付けについて
12. 地域との連携について

1. 事業者

- (1) 法人名 有限会社ソーシャルサービス周
- (2) 法人所在地 沖縄県うるま市みどり町1-12-8
- (3) 電話番号 098-973-2267
- (4) 代表者名 代表取締役 石川 秀夫
- (5) 設立年月日 平成 16年 10月

2. 事業の概要

(1) 事業の目的

デイサービススィムみどり町(以下「事業所」といいます。)が行う通所介護サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、サービス従事者が要介護状態と認定された利用者に対し、適正なサービスを提供する事を目的とします。

(2) 事業の方針

事業所は、通所介護サービスの提供に当たっては、通所介護計画に基づき、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。

事業所は、通所介護サービスの提供に当たっては懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとします。

事業所は、通所介護サービスの提供に当たっては介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとします。事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に認知障害の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとします。

事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って通所介護サービスの提供に務めるものとします。

事業所は、事業の実施に当たっては関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に務めるものとします。

- (3) 事業の種類 指定地域密着型通所介護
 介護保険事業所番号 4770300749
- (4) 事業所の名称 デイサービススイムみどり町
- (5) 事業所の所在地 沖縄県うるま市みどり町四丁目12番5号
- (6) 電話番号 098-979-2420
- (7) 管理者 天願 潔子
- (8) 開設年月日 平成25年7月1日
- (9) 利用定員 10人

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 事業の実施地域 うるま市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日及び祝祭日を営業日とし、日曜日は休日とします。
営業時間	8:30～17:30
サービス提供時間	9:15～16:15

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	常勤換算
1. 管理者	1名(常勤兼務)
2. 生活相談員	2名
3. 介護職員	2名以上
4. 機能訓練指導員	1名以上

< 主な職種の勤務体制 >

職種	勤務体制
1. 管理者	8:30～17:30
2. 生活相談員	8:30～17:30
3. 介護職員	8:30～17:30
4. 機能訓練指導員	サービス提供時間内2時間以上

< 主な職種の職務内容 >

職 種	職務内容
1 . 管理者	職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。 また、職員の協力を得ながら、通所介護計画を作成します。
2 . 介護職員	サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介護を行います。 健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行います。
3 . 生活相談員	利用者やその家族の処遇上の相談、通所介護計画指導を行うと共に関係機関との連携を行います。
4 . 機能訓練指導員	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練計画書の作成や訓練を職員の協力を得ながら実施します。

5 . 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、次のものがあります。

- | |
|----------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合 |
| (2) 利用料金の全額を契約者に負担いただく場合 |

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常 9 割）が介護保険から給付されます。

<通所介護サービスの内容>

相談援助サービス

介護の事や日常生活に関することを含め相談をお受け致します。

通所介護計画

利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。同意を得た通所介護計画書は利用者又はその家族へ交付します。

機能訓練（日常動作訓練）

機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

介護サービス

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供しま

す。

(ア) 排泄の介助

排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(イ) 移動、移乗の介助

室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。

(ウ) 更衣介助

介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。

(エ) その他必要な身体の介護

健康状態の確認

健康チェックと必要な場合随時血圧や体温等を測定します。

送迎

通所介護サービス従業者により、利用者の自宅まで送迎用バスにてお迎えにあがります。サービス終了後も、安全かつ迅速にご自宅までお送り致します。

入浴サービス

入浴又は清拭を行います。

食事の提供

食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。

その他利用者に対する便宜の提供

<サービスの利用料金>

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。お支払いいただく自己負担額は、原則として負担割合証記載の負担割合に応じた金額の支払いとなります。但し、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただきます。

介護サービス(自己負担額) 下記の金額は1日あたりの金額です。

1. 基本利用料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3時間～4時間	415円	476円	538円	598円	661円
4時間～5時間	435円	499円	564円	627円	693円
5時間～6時間	655円	773円	893円	1,010円	1,130円
6時間～7時間	676円	798円	922円	1,045円	1,168円
7時間～8時間	750円	887円	1,028円	1,168円	1,308円
8時間～9時間	780円	922円	1,068円	1,216円	1,360円
2. 入浴介助加算	40円				
3. 介護職員処遇改善加算	1～2の合計額に5.9%を乗じた金額				

令和3年9月30日迄上乗せ分として上記合計額に1%乗じた額を加算致します。

令和3年9月30日迄の上乗せ分は新型コロナウイルス感染症への対応を行いながら事業をおこなっている場合の上乗せ分となりますのでご了承下さいませ。

利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い。)償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

食事代 600円(配食)

- ・デイサービスでは、栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・利用者の自立支援のため食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・利用日当日、午前10時30分以降に利用者の都合でキャンセルになった時は、上記料金をお支払いいただきます。

(食事時間)

昼食 12:00~13:00

レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加して頂くことができます。(例:押し花クラブ等)

利用料金:材料代等の実費をいただきます。

おむつ代(使用した場合) はくパンツ 110円/1枚
尿取パット 110円/1枚

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)(2)の料金、費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア．窓口での現金支払い

イ．金融機関口座からの自動引き落とし

自動引落日は、毎月21日となります。領収証は、引落が確認され次第、発送させていただきます。

(手数料は、一切掛かりません。)

ご利用できる金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、海邦銀行、郵便局
どちらの金融機関でもご利用いただけます。

請求書は、毎月10日以降に前月分の計算をして、利用者様にお渡し致します。

6．利用の中止、変更、追加

(1) 利用の中止

利用予定日の前に、利用者の都合により通所介護サービスの利用を中止または変更する場合には、サービスの前日までに事業所の方に御連絡ください。

(2) 利用の変更、追加

利用の変更、追加の申し出については、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間に通所介護サービスの提供ができない場合があります。この場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議を行います。

通所介護サービスの変更の場合は、居宅サービス計画作成者(ケアプラン作成事業所)に連絡をし、利用の変更が可能かどうかを確認の上御連絡下さい。

7．秘密の保持について

当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。又、職員が退職した後においてもその秘密を保持します。

但し、次の各号についての情報提供については、利用者及びその家族から、予め文書により同意を得ておきます。

介護保険サービス利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。

介護保険サービスの質向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。

なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

サービス担当者会議において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合。

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとなります。

8．緊急時の対応について

通所介護サービスの提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連携すると同時に、利用者及びその家族が指定する者に対し、緊急に連絡します。

9．非常災害対策

(1) 管理者は、各種災害に即対応できる十分な防災対策を講じ、保守点検、消火訓練、通報・避難訓練等を年2回以上実施します。

(2) サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は必要により利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上その指示に従うものとします。

10．事故発生時の対応

通所介護サービスの提供中に事故が発生した場合には、速やかに市町村・当該ご家族・当該居宅介護支援事業所に連絡を行なうと共に必要な措置を講じます。又、事故状況の記録等から事故再発防止のための措置を講じます。通所介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。ただし、当事業所の責に帰さない事由による場合はこの限りではありません。

11．苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情の受付やご相談は、以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 管理者：天願潔子 生活相談員：野原和樹

受付時間 毎週月曜日～土曜日（9：00～17：00）

電話番号 098-979-2420

また、受付ボックスを玄関入口に設置していますので、苦情や意見、要望等がございましたら遠慮なく投函ください。（用紙は受付ボックスの横に準備しておきます。）

(2) 行政機関、その他苦情受付機関

うるま市役所 介護長寿課	所在地 うるま市みどり町 1 - 1 - 1 電話 098 - 860 - 9026 受付時間 月～金(祝祭日除く) 8:30～17:00
沖縄県介護保険広域連合	所在地 北谷町北谷 2 - 6 - 2 電話 098 - 921 - 7800 受付時間 月～金(祝祭日除く) 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会 介護苦情相談室	所在地 那覇市西 3 - 14 - 18 (国保会館) 電話/FAX 098 - 860 - 9026 受付時間 月～金(祝祭日除く) 9:00～17:00

12. 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を
行うなど地域との交流に努めます。
- (2) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者利用者の家族、地域
住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、
地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会
(以下、この稿において「運営推進会議」と言います。)を設置し、概ね6
月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとと
もに運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとし
ます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成・公表しま
す。